

平成27年第2回定例会 厚生常任委員会記録

開催日時	開会：平成27年6月23日 午前 9時02分 散会：平成27年6月23日 午前11時25分	招集場所	第3委員会室
付託事件	議案第74号 西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について 議案第75号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第82号 平成27年度西予市一般会計補正予算(第1号) 議案第83号 平成27年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号) 議案第86号 平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)		
出席委員	沖野 健三	酒井宇之吉	松山 清
	森川 一義	梅川 光俊	元親 孝志
説明員	生活福祉部長 横山博文	健康づくり推進課長 吉川多賀子	明浜支所生活福祉課長 濱田喜基
	野村支所生活福祉課長 大野和美	城川支所生活福祉課長 吉見健二	三瓶支所生活福祉課長 井上又文
	健康づくり推進課長補佐 兵頭健二	健康づくり推進課保健師長 森本 美重	環境衛生課長 酒井信也
	環境衛生課長補佐 大塚義導	高齢福祉課長 宇都宮一雄	高齢福祉課長補佐 小玉浩幸
	社会福祉課長 河野祐子	社会福祉課長補佐 一井健二	社会福祉課長補佐 宇都宮積矢
傍聴者	なし		
酒井副委員長 沖野委員長 酒井副委員長 横山生活福祉部長 酒井副委員長 各説明員 酒井副委員長 沖野委員長 沖野委員長 吉川健康づくり推進課長 沖野委員長 沖野委員長 沖野委員長 沖野委員長	開会宣言を行うとともに委員長に挨拶を促す。 開会9時02分 委員会開催にあたっての挨拶を行う。 生活福祉部長に挨拶をお願いする。 挨拶を行う。 説明員に自己紹介を求める。 自己紹介を行う。 委員会開催中における注意事項を伝え、以降の進行を委員長に委ねる。 議案審査に入る旨を告げる。  <b>【健康づくり推進課所管分】</b> <b>議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算(第1号)」の内、健康づくり推進課分</b> を議題とし、課長の説明を求める。 予算書により説明を行う。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第82号の内、健康づくり推進課所管分については当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(休憩 9:11~9:14)		

沖野委員長	再開を告げる。
沖野委員長	<b>【環境衛生課所管分】</b>
酒井環境衛生課長	課長に紹介を求める。
沖野委員長	自己紹介及び説明員の紹介を行う。
酒井環境衛生課長	<b>議案第 82 号「平成 27 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」の内、環境衛生課分</b> を議題とし、課長の説明を求める。
沖野委員長	予算書により説明を行う。
酒井副委員長	質疑を諮る。
沖野委員長	補正予算外の質問をちょっとさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。それにつきましては、野村のごみ処理センターの、もう耐用年数とか、いろいろ傷みがだいぶきているように聞いておりますが、そのあたりの状態とか、今後の計画についてお聞きをさせていただいたらと思うんですが、委員長許可をお願いします。
酒井環境衛生課長	許可いたします。
松山委員	野村のクリーンセンターにつきましては、平成 30 年をもって閉めるように予定をしております。今現在、修繕が結構出ておりますが、何とかごまかしごまかし、安い方法で修繕をしながら運営をしているところでございます。その後につきましては、現段階での予定であります。野村、城川のごみにつきましては、八幡浜市の南環境センターの方でお願いをして処分をしていただくというような流れになっておろうかと思っております。
酒井環境衛生課長	ただ今の説明の中で、歳入の方なんですけど、国庫支出金の方が調整による減額であったということなんですけど、当初から補正によって減額になった経緯の説明をお願いします。
松山委員	これは、循環型社会形成推進交付金を使うわけですけど、国の方で全国から何百という手が上がりまして、環境省の予算の範囲内で配分するということになりますので、そういう意味ではこの交付金は、常に 5%から 8%くらいはこの市町村でも落とされてくるんじゃないかと認識をしております。
酒井環境衛生課長	そしたら一番最初の金額というのはどういう形で決まったのか、認可されとったのか、こちらが勝手に想定していたのか、そこら辺りはどうということなんでしょうか。
元親委員	これはうちの、業者がしていただく見積によって予算額を決定いたしますが、この予算額によって国の補助率、1/3とか2/3とかいうことで計算をしております。
酒井環境衛生課長	東部と西部の衛生センター、29 年度に完成してこれも終わるわけなんですけど、当然これ不要の建物になりますんで、撤去費用というのは 29 年度以降に考えるのか、もう既に撤去費用の積立を始めているんですか。そこはどうなんですか。
酒井環境衛生課長	当然、衛生センターにつきましては、基金の積立がございまして、廃

<p>沖野委員長 沖野委員長 沖野委員長</p>	<p>止をした後のことは、現在計画もしていないですし、腹案も持って おりません。閉鎖した後に考えることになろうかと思っております。 質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。</p>
<p>沖野委員長</p>	<p>挙手全員により、議案第 82 号の内、環境衛生課所管分については当 委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(休憩 9:25~9:34)</p>
<p>沖野委員長</p>	<p>再開を告げる。</p>
<p>沖野委員長 宇都宮高齢福祉課長 沖野委員長</p>	<p><b>【高齢福祉課所管分】</b> 課長に紹介を求める。 自己紹介及び説明員の紹介を行う。</p>
<p>宇都宮高齢福祉課長 沖野委員長 沖野委員長 沖野委員長</p>	<p><b>議案第 75 号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定につい て」</b>を議題とし、課長の説明を求める。 議案書により説明を行う。 質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 75 号については当委員会においては原案可 決の旨を告げる。</p>
<p>沖野委員長</p>	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 9:35~9:36)</p>
<p>沖野委員長 沖野委員長</p>	<p>再開を告げる</p>
<p>宇都宮高齢福祉課長 沖野委員長 酒井副委員長</p>	<p><b>議案第 82 号「平成 27 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）」の内、 高齢福祉課分</b>を議題とし、課長の説明を求める。 予算書により説明を行う。 質疑を諮る。</p>
<p>宇都宮高齢福祉課長</p>	<p>コミュニケーション支援事業が出ておりますけれども、これについて ちょっとお尋ねしますが、現在手話通話の資格者が、西予市住民の中 で何人ぐらい持っておられるかをお聞きしますし、そしてまたこの養 成を今後どのように考えているのか等をお聞きします。成人式だとか いろんな、宇和文化会館などで行事をやるときには、西予市の方がや っておられるのか、他から来られているのかその点お聞きさせてい ただいたらいと思います。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>市内の手話通訳者の状況なんです、手話派遣登録者、市認定の方が 4 人、手話通訳者県協会認定の方がお一人、手話通訳士が 0 人でござ います。26 年度の派遣状況についてお知らせしたいと思います。市 の登録通訳者延べ 105 人、うち大会派遣が 15 人、個別支援が 90 人と なっております。また、市外の通訳士等につきましては、延べ 47 人、 うち大会派遣が 8 人、個別支援が 39 人と内訳はなっております。 一般生活の中で、派遣手話をされてるようでございますけれど、そう</p>

宇都宮高齢福祉課長	<p>いう場合についての、支援の補助額だとか、手当だとかそういうものが現在あるんでしょうか。</p>
酒井副委員長	<p>酒井副委員長の質問される内容というのは、通訳士についての手当ということでございますね。それではそのことについてお答えします。通訳士に出ていただいた場合、いろんな会場行かれたときには、時間外の料金、プラス距離であれば車代の料金がお支払いされるような形となっております。</p>
<p>酒井副委員長</p> <p>宇都宮高齢福祉課長</p>	<p>そういう会場に行かれたときには、市認定の4名の方、県認定の1名の方、こういう方は手当があると聞いておりますが、日当なり。そういうことじゃなしに、普段生活されるときに手話の人が派遣されるとおっしゃいましたんで、その時には個人負担になるのか、それをちょっとお聞きしたかったんです。</p>
宇都宮高齢福祉課長	<p>暫時休憩を求める。</p>
沖野委員長	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 9:44~9:48)</p>
沖野委員長	<p>再開を告げる。</p>
宇都宮高齢福祉課長	<p>今ほどの質問につきましては、職員の派遣につきましては、現在任用中の職員が対応しております。</p>
松山委員	<p>低所得者保険軽減負担金というのが、国庫負担金598万円、8ページにありますが、1/2という説明だったんですけども、県の方も1/4ということで、たぶん1,200万円に近い金額がこの事業に必要ということなんですけど、先ほどあった議案第75号にも低所得者の関係の保険料の軽減を行うためというような説明がありましたが、それを勘案した時に18ページに特別会計に繰り出しているのが554万7千円なんですよね。なので、そこらのところの関係は一体どうなっているのか。全体の額がどこへどうなって振り分けられているのか、そこらのつじつまを説明いただきたいと思います。</p>
宇都宮高齢福祉課長	<p>暫時休憩を求める。</p>
沖野委員長	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 9:50~9:56)</p>
沖野委員長	<p>再開を告げる。</p>
宇都宮高齢福祉課長	<p>まず、松山委員さんの質問の内容について、繰出金が少ないということについての質問ということでお答えすることによろしいでしょうか。それではそのことについてお答えさせていただきます。その主なものといたしましては、事務費で975,480円、嘱託職員賃金で247,000円、通勤手当で19万円余り、地域支援事業で2万4千円余り。逆にこの中で、人件費の部分が引かれた関係で、繰出事業自体は少なくなるという理解でございます。</p>
宇都宮高齢福祉課長	<p>暫時休憩を求める。</p>
沖野委員長	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 9:57~9:57)</p>
沖野委員長	<p>再開を告げる。</p>
横山生活福祉部長	<p>それでは私の方から補足をさせてもらったらと思います。松山委員の</p>

<p>松山委員</p> <p>横山生活福祉部長</p>	<p>おっしゃる補助金につきましては、確かに国庫補助金、県補助金を足しますと、約1,200万円近くあるかなと思います。その補助金が、なぜその分が繰出に含まれてないのか、550万円程度なのかというご質問だったのかなと思うんですけど、それは介護保険の特別会計の中に、今回人件費の分がございまして、その人件費が780万円程度減額となっております。それを合わせて今回の繰出金の金額になっておるところでございまして、554万7千円という数字が出ております。</p> <p>そしたら今の事業の中の、1,200万円の内訳はどうなっているんですか。国の補助金、県の補助金、市の負担分を合わせたものは一体何に使おうとして予算が組まれたのかということをお尋ねしたい。</p>
<p>松山委員</p>	<p>まず先ほどご説明しましたように、収入、国の補助金が約600万程度だったかなと思います。それが1/2の補助率となっております。県1/4でございまして約300万円、市も1/4でございまして300万円程度。合わせて11,969,000円、約12,000,000円の金額となっております。この金額につきましては、先ほどご説明申しました、介護保険の保険料につきましては今9段階になっております。その中の第5段階が保険料の基準額なんですけれども、その中の第1段階につきまして、いわゆる低所得者の方に対しまして、今回の法律改正によって、軽減率が幾分か下がりましたので、その軽減率が公費で賄えるということで、そこに充てる。今まで保険者の中から保険料として徴収していた分が公費として負担するということです。</p>
<p>松山委員</p>	<p>もう1点追加して質問したいんですけど、今、人件費のことがあるということなので、もう一回確認するんですけど、低所得者の人のために、その中から充当される実際の実原資というか、お金は一体いくら全体の中であるのかということと、対象となる人数は何人かというその2点をお尋ねしたいと思います。</p>
<p>沖野委員長</p> <p>沖野委員長</p> <p>横山生活福祉部長</p>	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 10:00~10:01)</p> <p>再開を告げる。</p>
<p>松山委員</p>	<p>先ほど、宇都宮課長のご説明もあつたかと思いますが、軽減前の保険料につきましては33,600円で、今回軽減後の保険料が30,300円となります。第1段階の対象者は、3,627名となっております。</p>
<p>松山委員</p>	<p>金額というのは、先ほど言った11,960,000円ですかね、その中のいくらが軽減に充てられるのか、人件費もあると言われていましたよね。だからそれがどうなのかと。</p>
<p>宇都宮高齢福祉課長</p> <p>沖野委員長</p> <p>沖野委員長</p> <p>宇都宮高齢福祉課長</p>	<p>暫時休憩を求める。</p> <p>暫時休憩を告げる。(休憩 10:03~10:05)</p> <p>再開を告げる。</p>
	<p>それでは今ほどの質問の、保険料のどのように使われているかということなんですが、この分はすべて公費負担の分で賄われているという理解でお願いいたします。</p>

<p>沖野委員長 沖野委員長 沖野委員長 沖野委員長</p>	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。 挙手全員により、議案第 82 号の内、高齢福祉課所管分については当委員会においては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(休憩 10:06~10:21)</p>
<p>沖野委員長 沖野委員長</p>	<p>再開を告げる。 <b>議案第 86 号「平成 27 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)」</b> を議題とし、課長の説明を求める。</p>
<p>宇都宮高齢福祉課長 沖野委員長 梅川委員</p>	<p>予算書により説明を行う。 質疑を諮る。 一つだけお聞きします。電算システム更新委託料、これ 27 年度から 29 年度分だと思うんですが、その間はこの金額だけで間に合うんですか。その辺お願いをします。</p>
<p>宇都宮高齢福祉課長</p>	<p>この増額補正につきましては、介護保険制度改正に伴う 8 月施行分からのシステムの更新に係る分でございますので、そのシステムで 29 年度末まで稼働するというご理解でよろしいかと存じます。</p>
<p>元親委員</p>	<p>補正については、職員の異動に伴うものがほとんどですので、これは大して問題ないと思うんですが、全般についていいですか。先般いただいた第 6 期高齢者福祉計画介護保険事業計画ですよ。これ見て一番思うことは、これからの介護保険で一番厄介なのは 2025 年、平成 37 年の団塊世代が後期高齢者に入ってくるということで、その対応を今からどうするかというのが介護保険の主たる事業になってくると気がするんですよ、これ見ると。その中で、例えば介護保険料が合併時に 3,100 円であったものが、今現在 4,700 円ですよ。1.5 倍くらい上昇してるんですが、これから 10 年後の 2025 年ですよ、団塊世代が後期高齢者になるときに、この割合で行くと保険料が 7 千円くらいになりそうなんです、単純に計算したらですよ。西予市の所得からして負担能力というのは行政はどれくらいを限界に考えておるんですか。介護保険料の限界ですよ、これかかる分はしょうがないとどんどん上げていくのか、大体ここぐらいを限度に物事を考えていくという、その保険料の限度額ですよ、それはどの範囲ぐらいを想定されているんですか。</p>
<p>横山生活福祉部長</p>	<p>ただ今の元親委員から介護保険料の今後の限度額はどの程度になるかというご質問だったかと思うんですけど、まず、第 6 期から標準が 5,600 円ということになっています。4,700 円については、第 5 期の保険料でございましたので、第 6 期は、平成 27 年から今後 3 年間、29 年度におきましては 5,600 円ということになっております。西予市においては 5,600 円ですが、愛媛県の平均につきましては、現在 5,999 円が今平均かなと思っております。今後の介護保険料の上</p>

	<p>昇につきましては、先に酒井副委員長さんからも、国保、介護保険について今後将来的にどうなっていくのかということで一般質問もありまして、その時にお答えもさせていただいたんですけども、極力この介護保険料につきましても、国保につきましても、抑えていかなければならないと私どもは思っているところでございます。抑えていくためには、やはり健康寿命に大きく係ってくるのではなからうかなと思っております。施設につきまして、介護保険を計算する上では施設整備とか介護保険の認定者がどの程度出てくるのかとか、いろいろとサービスを皆さんがどの程度受けられるのかによっていろいろと、それに基づいて計算をされているところなんですけど、施設整備についてはほぼ西予市においては出来上がっているのではなからうかなと認識しているところでございます。あと、このサービスを受けられる方なんですけども、我々としては健康寿命の延伸をがんばるということで、健康であることで介護保険の認定を受けずに介護保険を使わずに幸せな生活が送れるということで、そこに取り組んでいければなと思っているところでございます。じゃ、この健康寿命、どのような手段を用いてやるのかなということなんですけど、我々の考えるところでは高齢福祉課の介護保険係とかあるいは健康づくり推進課のみならず、市を挙げて例えば教育部局とか、また地域づくり交付金をしています地域づくり推進協議会辺りも、地域の課題としていろいろご協力していただきながら、いっしょになって考えていける体制を作っていくこと、そしてまた地域包括ケアシステムを構築しまして、地域で元気なお年寄りができるような手立てを進めていくことが大切ではなからうかなと思っているところでございます。</p>
<p>元親委員</p>	<p>今ほどの部長の説明では、例えば西予市では施設はほぼ足りてきたということでありますが、26年度末現在で、特老とか老健施設、グループホーム等々西予市の全施設を合計して1,001床なんですよね。で、ここに対象となる要介護度3、4、5の人たちの総数が1,300人ちょっとなんですよ。ということは、300人は今現在でも在宅だと思うんですよね。ということは3割はまだ在宅なんですよね。それで事足りている判断の根拠というのはどこにあるのか。皆さんよく、入所の待機者が非常に多い多いという話よく聞くんですけど、その辺の考え方はどうなんですか。</p>
<p>横山生活福祉部長</p>	<p>ちょっと先ほど答えそびれたところがあるんですけど、元親委員が2025年問題で、2025年で高齢者がピークを迎えるということだったんですけど、西予市においてはもう来年あたりがピークになるだろうと推計しております。平成28年で約1万6千人が高齢者人口のピークになって今後は徐々に減っていくだろうとは推計しております。あと、後期高齢者のピークについては既に来てしていると認識もしております。今後高齢者が減っていく中で、ただ介護認定者については、若</p>

元親委員

干まだ増えていくだろうとは推計しております。その中で施設が足りているという根拠ではありますが、この施設が現在で充足してしまえば将来的に空いてくる施設が出来てくることが十分考えられます。それを避けるためにもありますし、また施設を整備することはやはり介護保険料のアップ、増額にもつながっていきますし、どこでそれを調整していくかということにもつながっていきます。今回第6期介護保険計画を作成する上でいろいろと検討してまいりましたが、特別養護老人ホームあたりについては、もうほぼ充足しておるのではなかろうかなという考えで今そういう計画を立てているところでございます。確認なんですけども、この計画書の中で今後3年間で老健施設が20床、これつくし苑だと思んですけど、それから地域密着型が29名以下を1事業所計画しているのは間違いないことですか。そしたらそれだけは、40床くらいは増えるということですよ。はい、分かりました。それともう1点ですね、27年度からの介護保険のあり方として、地域包括ケアというのを重点的にやっていくという計画書なんですけども、どこの地域見ても高齢者社会になってきて、いまさら地域でこれが担いきれるかという、逆に心配があると思んですけども、今までの話なら分かるんですけど、これから地方の過疎化、高齢化がどんどん進む中で、国は、施策としては、地域の介護は地域で守りましょうみたいな政策に転換していくという方針なんですけども、具体的に、現実的にこういったことができるかどうかという、これはもちろんやってみなければわからないということだと思んですけども、国の方針はそうなんですけども、その辺の危機感というか問題点はないんですか。

横山生活福祉部長

今ほどの地域包括ケアシステムの構築についてでございますが、確かになかなか大変な業務だと思っております。それはなぜ大変なのかといいますと、地域の皆様の理解を得なければならない。また地域の皆様以外に関係機関、医師会であったり、施設設置者であったりいろいろな関係機関の理解を得ながらそれを進めていかなければならないということで、なかなか大変な作業、目的、目指す姿ではあろうかなと思っております。ただこれをやっていかなければ、介護保険にしても事業が将来的に不安を残すということでございますので、我々としてはとにかくこれに向けて全力を尽くしていかなければならないのかなと思っております。そのためにはいろいろとまた皆様のご協力を得ながらやっていかなければならないと思っております。今年度からそれに取り掛かろうということでがんばっているところでございます。

梅川委員

関連になりますが、もう1個だけお願いします。国は基本的に施設介護から家庭介護の方へ切り替えていっているという部分があるんですけど、今のそういう国の議論の中では、家庭介護というのはあまり議



<p>横山生活福祉部長  沖野委員長  沖野委員長  横山生活福祉部長</p>	<p>論されてないみたいなんですけど、西予市においては施設介護より家庭介護という方向をどのように捕まえられているのか、どのような方向付けを持っておいでなのか、そのことだけお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>暫時休憩を求める。</p> <p>暫時休憩を告げる。(休憩 10:41~10:42)</p> <p>再開を告げる。</p> <p>ただ今の梅川委員の、在宅介護の件かなと思っておりますが、在宅介護につきましては、今ほどご説明をさせていただきました地域包括ケアシステムそのものが在宅介護かなと思っております。これを十分構築することによって、国が進める在宅介護を進めていきたいなと思っております。</p>
<p>梅川委員</p>	<p>ケアシステムの中でそういう方向付けは見えるんですけども、具体的にそれをどのように取り組んでいくかということが見えない。そのことをお願いします。</p>
<p>横山生活福祉部長  沖野委員長  沖野委員長  横山生活福祉部長</p>	<p>暫時休憩を求める。</p> <p>暫時休憩を告げる。(休憩 10:43~10:43)</p> <p>再開を告げる。</p> <p>ただ今の梅川委員のご質問でございますけども、在宅介護につきましては大変厳しいものがあると存じております。ただ、今の市のシステムとしましては、包括支援センターがございますので、そこを十分に活用していただきたいと思っております。</p>
<p>元親委員</p>	<p>そしたらもう1点だけですが、今後の介護の方向性として、在宅介護を重点的に進めていくという計画みたいなんですけども、僕は数字見てびっくりしたんですけども、平成25年度の決算額でみると在宅介護19億約5千万円、施設サービス・施設介護これも19億7千7百万円、ほぼ同じくらいかかっているんですね、在宅と施設とで。僕は圧倒的に施設の方が多いのかなと思ってたら、在宅介護の事業費とほぼ同じということで、今後在宅を目指していけば、逆に介護費用というのは増額になるんじゃないかなという心配をするんですね。それで先ほどの説明は、介護保険事業を言うたら抑制するために在宅に持っていくという説明であったんですが、僕はそうすると逆に事業費が増えてくるんじゃないかなという懸念をするんですが、そこはどうか。</p>
<p>横山生活福祉部長    沖野委員長  横山生活福祉部長  小玉高齢福祉課長補佐</p>	<p>ただ今の元親委員のご質問について、担当係より少しご説明をさせてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>はい、どなたから。</p> <p>小玉補佐から。</p> <p>ただ今のお尋ねですが、施設サービスと在宅サービスという括りになりますと、在宅サービスの中に地域密着型サービスが含まれているも</p>

	<p>のと思われます。地域密着型サービスの中には、高齢者のグループホームも入っております。俗に施設と混同されるところではございます。施設サービスに関して言いますと、特別養護老人ホームと介護老人保健施設、それから介護療養型医療施設になりますので。在宅サービスに関して言いますと、通所介護デイサービスがかなりのウエイトを占めております。おっしゃられましたように、金額に関して言いますと同等レベルの実績が上がっておりますが、在宅生活を支援することによって施設に頼らない、施設そのものに入所することによって単価が高くなりますので、そこを抑えていくのが長期的に見て有効であると考えております。</p>
酒井副委員長	<p>小玉課長補佐が答弁していただきましたので。現課長は6次の介護保険計画の設立に加わっておりませんので詳しいことは分からないかもしれませんが、前厚生常任委員会の中で、第6次の介護保険計画につきましては、認知症対策を前向きに入れてくれという話をいたしました。それは議会の厚生委員会からの要望でございましたので、そのような形の中で、6次の中で、認知症は脳障害、アルツハイマー、パーキンソンからくる分、4つくらいの原因が今学術的に認められておりますけども、この認知症対策を介護保険計画の中にどのように努力していかれたのか小玉課長補佐にお聞きをいたします。</p>
小玉高齢福祉課長補佐	<p>国が示しました新オレンジプランの中でも、地域包括ケアシステムの柱として認知症対策を位置付けております。第6期西予市介護保険事業計画におきましても、認知症は重要テーマであると認識して策定いたしております。その中で具体的な施策といたしましては、高齢者安心ネットワーク事業、徘徊高齢者SOS登録事業といったものを核に進めていきたいと考えております。既に制度もスタートしておりますが、認知度がまだまだ低く、これからの周知あるいは勧誘といったものが必要になると考えております。</p>
元親委員	<p>もう1点だけいいですか。先ほど、今後介護保険費用を抑制していくためには健康寿命を延ばすということを言われたんですが、そのとおりだと思うんですけども、その健康寿命を延ばす一つの方法として、特定健康診査受診というのがありますよね。で、この受診率が、29年度の目標を60%にされとるんが、25年度で36.1%しかないですよね。ちょっとまだ開きがあるんですが、これは個人の努力目標として任すのか、行政が何らかの関与をしていくのか、その辺の努力目標はどうなんですか。</p>
横山生活福祉部長	<p>暫時休憩を求める。</p>
沖野委員長	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 10:55~10:55)</p>
沖野委員長	<p>再開を告げる。</p>
沖野委員長	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
沖野委員長	<p>採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。</p>

沖野委員長	挙手全員により、議案第 86 号については当委員会においては原案可決の旨を告げる。
沖野委員長	暫時休憩を告げる。(休憩 10:56~11:02)
沖野委員長	再開を告げる。
沖野委員長	<b>【社会福祉課所管分】</b>
河野社会福祉課長	課長に紹介を求める。
沖野委員長	自己紹介及び各説明員の紹介を行う。
河野社会福祉課長	<b>議案第 74 号「西予市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」</b> を議題とし、課長の説明を求める。
沖野委員長	議案書により説明を行う。
梅川委員	質疑を諮る。
河野社会福祉課長	一つだけ、簡単なことなんですけども、これ文言を変えることによって母子と父子とがすべて一緒になるということですね。
松山委員	はい。梅川委員おっしゃるとおり、今までは母子と準母子に係る、つまり母親と子供、プラス準母子というのはおばあちゃんとお孫さんというのが母子家庭という括りだったわけなんですけど、今回ひとり親世帯と名称を変更して、父子家庭も拡充するということは、父親と子供、おじいちゃんとお孫さんも含まれるということになります。
河野社会福祉課長	ひとり親ということであつたんですけども、ひとり親じゃなしに両方ともいないと、おじいちゃんとおばあちゃんも。そういった場合はどういった対応があるのでしょうか。
沖野委員長	ただ今、松山委員がおっしゃった両親ともいない場合はどうなるのかといったご質問だったと思いますが、対象者でございますが、今ほど言いましたように母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、2番目が準母子家庭の祖母と、もしくは準父子家庭の祖父と孫、それから姉、兄が年の離れた弟や妹の面倒を見ているという場合も対象になります。それと3番目、父母のいない児童ということになっております。
沖野委員長	質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。
沖野委員長	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
沖野委員長	挙手全員により、議案第 74 号については当委員会においては原案可決の旨を告げる。
沖野委員長	暫時休憩を告げる。(休憩 11:09~11:10)
沖野委員長	再開を告げる。
沖野委員長	<b>議案第 82 号「平成 27 年度西予市一般会計補正予算(第 1 号)」の内、社会福祉課所管分</b> を議題とし、課長の説明を求める。
河野社会福祉課長	予算書により説明を行う。
沖野委員長	質疑を諮る。
森川委員	予算とは関係ないと思いますが、20 ページの児童館の、児童は大体

河野社会福祉課長	<p>何人くらい児童館に来ているのでしょうか。</p> <p>森川委員のご質問は児童館の利用者数ということでよろしいでしょうか。お答えいたします。宇和児童館、それから野村児童館これが公立でございます。もう一つ西予市には三瓶にも児童館がございます。三瓶福祉会が運営をされています。3つの児童館が西予市にはございます。それで面積とか利用人数とかは施設によって異なりますが、宇和児童館でいいましたら、年間の延べ利用者数が2万人を超えております。2万2千人。野村児童館については約半分となっております。三瓶にあります三瓶福祉会が運営されている児童館につきましても規模的に野村と同じくらいになります。</p>
沖野委員長	半分いうたら1万人くらい。
河野社会福祉課長	はい。
梅川委員	社会福祉総務費の中の嘱託職員の減額の理由をちょっとだけお願いします。
河野社会福祉課長	<p>ただ今、梅川委員のご質問の社会福祉総務費の減額の理由をというご質問だったと思います。支所生活福祉課の業務というものは、生活福祉部と福祉事務所の分野全般を広く担っております。限られた職員数の中で業務を遂行しております関係で、平成27年度当初予算計上時において、明浜及び三瓶支所については、臨時職員の任用を計画して計上しておりました。それが12月ぐらいに計上しておりますが、その後年が明けて総務課が行う職員の人事異動に伴う人事配置の結果、三瓶支所につきましては、育児休暇中の職員が4月から復帰をいたしまして生活福祉課に配属になったということで必要が無くなったということがございます。明浜支所においては、支所内部で見直し等を図った結果、現体制でやれるということになったと聞いております。</p>
沖野委員長	質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。
沖野委員長	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
沖野委員長	挙手全員により、議案第82号の内、社会福祉課所管分については当委員会においては原案可決の旨を告げる。
沖野委員長	暫時休憩を告げる。(休憩 11:21~11:24)
沖野委員長	<p>再開を告げる。</p> <p><b>議案第83号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」</b>を議題とし、課長の説明を求める。</p>
河野社会福祉課長	予算書により説明を行う。
沖野委員長	質疑を諮るも特になく、質疑を終結する。
沖野委員長	採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。
沖野委員長	挙手全員により、議案第83号については当委員会においては原案可決の旨を告げる。
沖野委員長	暫時休憩を告げる。(休憩 11:25~13:01)

平成27年第2回定例会 厚生常任委員会記録

開催日時	開会：平成27年6月23日 午後 1時01分 散会：平成27年6月23日 午後 3時40分	招集場所	第3委員会室
付託事件	議案第82号 平成27年度西予市一般会計補正予算(第1号) 議案第84号 平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議案第85号 平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 請願第1号 お出かけチケット制度導入についての請願		
出席委員	沖野 健三 森川 一義	酒井宇之吉 梅川 光俊	松山 清 元親 孝志
説明員	生活福祉部長 横山博文	市民生活課長 三好 忠利	明浜支所生活福祉課長 濱田喜基
	城川支所生活福祉課長 吉見健二	市民生活課長補佐 宇都宮正記	人権対策室長 富永一彦
傍聴者	なし		
<p>沖野委員長 沖野委員長 三好市民課長 横山生活福祉部長 沖野委員長</p> <p>沖野委員長 沖野委員長</p> <p>三好市民課長 沖野委員長 松山委員</p> <p>沖野委員長 沖野委員長 横山生活福祉部長</p>	<p>再開を告げる。 開会 13時01分</p> <p>課長に紹介を求める。</p> <p>自己紹介及び各説明員の紹介を行う。</p> <p>暫時休憩を求める。</p> <p>暫時休憩を告げる。(休憩 13:02~13:05)</p> <p><b>【市民課所管分】</b></p> <p>再開を告げる。</p> <p><b>議案第82号「平成27年度西予市一般会計補正予算(第1号)」の内、市民課所管分</b>を議題とし、課長の説明を求める。</p> <p>予算書により説明を行う。</p> <p>質疑を諮る。</p> <p>狩江診療所の勘定繰出事業の減額が、常勤医師の退職ということだったんですけど、常勤医師の退職にしては金額が安いんじゃないかなという気がします、勤務体系とか金額の根拠というか、普通に常勤していたのか、こういった形での勤務状況だったのかをお尋ねをいたします。</p> <p>暫時休憩を告げる。(休憩 13:10~13:10)</p> <p>再開を告げる。</p> <p>それでは松山委員のご質問に私の方から回答させていただきたいと</p>		

<p>沖野委員長 沖野委員長 沖野委員長</p>	<p>思います。繰出事業につきましては、11,308千円となつてはおりま すけれど、実際の医師に関わる減額は約2千万円になっております。 それがなぜ11,308千円になっているかといいますと、それはこの後、 非常勤の医師の雇用がなされているのでプラスアルファがあるとい うことと、もう1点、後でまたご説明するんですけど、狩江診療所が 常勤であった時に、特別養護老人ホームあけはま荘の方に嘱託医師と して行っておりまして、そこに収入が上がっておりまして、450万円 程度。それもなくなってきましたので、それが合わせて11,308千円 の繰出になったということでございます。 質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。 採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。</p>
<p>沖野委員長</p>	<p>挙手全員により、議案第82号の内、市民課分については当委員会に おいては原案可決の旨を告げる。 暫時休憩を告げる。(休憩 13:14~13:14)</p>
<p>沖野委員長 沖野委員長</p>	<p>再開を告げる <b>議案第84号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)」</b>を議題とし、課長の説明を求める。</p>
<p>三好市民課長 沖野委員長 梅川委員</p>	<p>予算書により説明を行う。 質疑を諮る。 狩江診療所のことについてちょっと、金額は減額になっていること は、そのことはどうだこうだ言うことはないんだけど、やはり一次医 療というのは、今までどおりきちっと地域に提供できるかどうかが一 番の大切なことだろうと思うんですよ。その辺はきちっとできるよ うになっているか、なっていないかということをお願いいたします。</p>
<p>三好市民課長</p>	<p>ただ今のご質問にお答えいたします。医療日数に関しましては、常勤 医師がいた時と変わらないということ聞いております。</p>
<p>横山生活福祉部長</p>	<p>私の方からも少し補足説明をさせていただきたいと思ひます。常勤医 師と、非常勤医師になってなぜ医療日数が変わらないかということ でございますけど、常勤医師がいたとき、あけはま荘の方に嘱託医師と して出ておりましたので、行かなくなったことによりその分が変わら ないということですけど、等しく変わらないかといえばそうではなく て、非常勤になりまして週2日半となっております。常勤医師がいたと きが3日の診察だったんで、半日診療日が減ったかなという感じで ございまして、梅川委員がご心配していただいているように、私も狩江 地区の方がこの診療体制が変わったことで、不平不満があるのではな かろうかと心配をしておるんですけど、今のところ地元の方数名に聞 いてみますと、不平不満はなくていい先生であるということの方が多 いのかなと伺っております。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>明浜地区の歯科診療体制についてお尋ねいたします。財政的に非常に</p>

<p>横山生活福祉部長</p>	<p>負担がかかっている歯科診療ですけども、そのあたりも含めまして、今後、先生の定年も近くなっておりますが、明浜の歯科診療について、今後どのような体制でやられるつもりかお尋ねをします。</p> <p>それでは私の方からお答えさせていただきたいと思います。酒井副委員長がご心配していただいておりますように、私ども高山診療所歯科及び俵津診療所歯科については、大変心配といたしますか、大きな課題と考えております。それといたしますのも、併せて約 30,000 千円程度の繰出しということで、患者数に対してかなりの繰出金になっていることは間違いありません。酒井副委員長おっしゃるように先生今年 65 歳ということで、定年退職の時を迎えております。今後、我々の考え方としては複数の考えを持っておりまして、一つは今の先生の再任用という形を続けるか、もう一つは西予歯科医師会にお願いして非常勤として高山、俵津のそれぞれの歯科について、週 2 日ないし 3 日程度来ていただく方法、あるいは赤字を完全に無くす、いわゆる歯科を無くす方法、いろいろな考え方があるかなと思っておりまして、この方針を夏の終わり、9 月、10 月までには出していかなければならないのかなと考えております。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>来年度の当初予算にどのように組み込むかということの結論を出す方法については、先ほど部長が言いました今のところ 3 つの方法があるわけがございますけれども、これについての検討、理事者側ともしっかりと合議をしていただきたいと思います。やはり我々というよりも、現場だけの話では収まらないこともあると思いますので、理事者側のはっきりとした指導、政策という形でしっかり我々にお見せしていただきますようお願いをいたします。</p>
<p>横山生活福祉部長</p>	<p>ご心配本当にありがとうございます。今回、6 月に理事者に既に投げてはおりまして、今後どのように進めていくかということをすることにいたしております。ただ、歯科については最近認知症とか健康寿命とかに関して、歯科の治療、歯を大事にすることが大切だよということはものすごく言われておりますので、本来からすれば我々歯科の先生、医院をうまく活用する方法も、地元も考えていかなければならないのかなと思っております。幸いには高山にしても俵津にしてもよいとこの会や俵津スマイル会があつたりして、先生をうまく活用していけないのかなと考えているところでございます。</p>
<p>沖野委員長</p>	<p>質疑を諮るも他になく、質疑を終結する。</p>
<p>沖野委員長</p>	<p>採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。</p>
<p>沖野委員長</p>	<p>挙手全員により、議案第 84 号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。</p>
<p>沖野委員長</p>	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 13 : 26 ~ 13 : 35)</p>
<p>沖野委員長</p>	<p>再開を告げる。</p>
<p><b>議案第 85 号「平成 27 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第</b></p>	

<p>三好市民課長  沖野委員長  梅川委員  沖野委員長  沖野委員長  沖野委員長  沖野委員長  沖野委員長  沖野委員長</p>	<p><b>1号)」</b>を議題とし、課長の説明を求める。  予算書により説明を行う。  質疑を諮る。  暫時休憩を求める。  暫時休憩を告げる。(休憩 13 : 37~13 : 38)  再開を告げる。  質疑を図るも特になく、質疑を終結する。  採決に移る旨を告げ、挙手表決により採決を行う。  挙手全員により、議案第 85 号は当委員会においては原案可決の旨を告げる。  暫時休憩を告げる。(休憩 13 : 39~15 : 32)</p> <p><b>請願第 1 号「お出かけチケット制度導入についての請願」</b>について、休憩中に委員会協議会を開催し、担当である高齢福祉課職員からの説明、質疑並びに請願者からの説明、質疑を行う。  (14 : 12~14 : 47、15 : 24~15 : 31 高齢福祉課)  (14 : 58~15 : 19 請願者)</p>
<p>沖野委員長  沖野委員長  梅川委員</p>	<p>再開を告げる。  委員の意見を求める。  請願の内容については、してあげたいというのが本当の気持ちですが、今の、現状の中でデマンドタクシーとか福祉タクシーとかいろんな部分の中で動いています。それを集約しながら、こういう特定の人に対してはそこいけるよという動き方の改良もいるだろうし、総合的に判断をして、利便性を確保してあげるといふものの考え方をしたいなと思います、私は。</p>
<p>酒井副委員長</p>	<p>先ほど請願者の意見を厚生常任委員会協議会でお聞きをさせていただきました。細部にわたって説明があったわけですが、まだまだ西予市の弱者に対する配慮がなされていないなと感じがいたしましたので、これにつきましては、いろんな形の弱者救済、利便性を鑑みながら、私はこの案件については採択という形でさせていただきたいと思います。</p>
<p>森川委員</p>	<p>私は、松山市等のようにタクシーだけでいいのではなかろうかと思っています。一般タクシー570円かける24枚でやっとなりますが、ガソリンなしでタクシー代の補助をしてあげたらと思います。車の場合は、車を買う時に障害者の方は車の補助があると思いますので。</p>
<p>松山委員</p>	<p>請願の内容としましては、西予市のタクシーとガソリンスタンドを利用する点と、560円のチケットを20枚ということをごここに明記されていて、それについて果たして、今森川委員が発現されたように、両方を兼ね備えて採択することについては、若干まだまだ検討の必要が</p>



沖野委員長	<p>あるのではという思いと、タクシーチケット 20 枚ということについてもですね、若干ちょっと先ほど説明を聞きましたら、自由な時間に自由に行けるようにという、これは本当にそうしてあげたい思いはあるんですけども、もっと身体障害者の方もそうですけど、高齢の方とかそういうものが必要な方がまだまだたくさんいるというふうに考えるわけです。それで今の西予市の中でどうあるべきかということをもっと検討した中で、こういった障害者の方に対してどうするべきかを検討するというのは、当然やっていかなくてはならないと思うんですけども、このタクシー利用とガソリンスタンド 560 円が 20 枚というのに対しては、今すぐに結論を出すのは、これをそのまま採択するのはちょっと難しいじゃないかという気がしております。</p> <p>意見を求めるも他になく、採決に移る旨を告げ挙手表決により採決を行う。</p>
沖野委員長	<p>挙手少数により、請願第 1 号は当委員会においては不採択とする旨を告げる。</p>
沖野委員長	<p>暫時休憩を告げる。(休憩 15 : 38~15 : 39)</p>
沖野委員長	<p>再開を告げる。</p>
沖野委員長	<p>閉会宣言を行う。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時40分</p>